

都市再生プロジェクト事業推進費平成14年度調査概要

調 査 名	調 査 概 要
霞が関三丁目南地区（中央合同庁舎第7号館）に係る事業推進方策調査 〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕77,956千円 〔対象地域〕東京都 〔担当府省〕国土交通省	平成13年6月の都市再生プロジェクト第1次決定により、文部科学省及び会計検査院の建替え（中央合同庁舎第7号館の整備）と、これらの官庁施設を含む街区全体の再開発について、必要な調査を実施することとされた。これを契機として、同年12月には地権者等による「霞が関三丁目南地区まちづくり協議会」により「霞が関三丁目南地区まちづくり提案書」がとりまとめられ、さらに平成14年6月には中央合同庁舎第7号館の整備についてPFI事業としての実施方針が策定・公表されたところである。 こうした動きを踏まえ、本調査では、官民融合したまちづくりのモデルケースとして霞が関三丁目南地区の整備をとり上げ、地区の整備を進める上で不可欠な各種調査等を総合的に実施し、地区の有効高度利用方策を策定するとともに、地区周辺も含め連携して取り組むべき関連事業の抽出、地区整備と一体的に進める方策の検討を行い、迅速かつ効果的な事業推進方策を策定するものである。
東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の地下化に伴う複合的な土地利用調整方策調査 〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕70,005千円 〔対象地域〕東京都 〔担当府省〕国土交通省	東京外かく環状道路（関越道～東名高速）（以下「外環道」という。）については、平成13年8月の都市再生プロジェクト（第二次決定）において、現計画を地下構造に変更し、これに伴う都市計画の変更に向け早期に関係者間の調整を図るとされている。 これを踏まえ、平成13年12月には第三者機関として「東京環状道路有識者委員会」が発足し、当該有識者委員会からの助言を受けつつ、地元説明会等を通じて地元住民等との意志疎通を図りながら、計画の検討を進めている。さらに平成14年6月からは、国や都、沿線住民が同じテーブルについて話し合うPI（パブリック・インボルブメント）外環沿線協議会を設立し議論しているところである。 本調査では、有識者委員会等における議論を踏まえ、外環道を地下構造とするにあたって土地利用に係る諸制度が支障となるケースを抽出・整理し、地域に対して外環道計画に伴う地域イメージについて幅広い選択肢を提案できる各種土地利用制度の活用方策・制度改善案について検討するものである。
密集市街地の緊急整備促進手法検討調査 〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕89,932千円 〔対象地域〕東京都、大阪府 〔担当府省〕国土交通省	密集市街地の緊急整備については、平成13年12月の都市再生プロジェクト第三次決定により、「特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点的に整備し、今後10年間で最低限の安全性を確保する」とこととされた。これを受けて、東京・大阪において国、地方公共団体の関係部局が連携し、木造密集市街地における都市基盤や住宅・住環境の整備、不燃化・耐震化の促進を総合的に推進することを目的に、密集市街地の緊急整備に向けた検討を進めているところである。 こうした状況を踏まえ、本調査では、密集市街地のパターンごとのケーススタディにより、従来の密集市街地整備手法において隘路とされている事業用地の不足、事業採算性等に起因する民間による住宅更新の停滞、公共施設整備の遅延、輻輳した権利関係・高齢化等による合意形成の困難性について、その解消方策を検討するとともに、住宅の状況、改修コストに応じた効果的かつ効率的な耐震改修を通じた街区全体の耐震性能の向上方策を検討することにより、民間活力を最大限発揮できる新たな密集市街地整備システムを構築するものである。
水循環系再生構想の策定に関する調査 〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕79,983千円 〔対象地域〕東京都、大阪府 〔担当府省〕国土交通省	大都市における水循環系再生構想の策定については、平成13年12月に都市再生プロジェクト（第3次決定）として位置付けられ、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」を事務局として具体的な検討が進められている。これまでに、モデル流域を神田川流域（東京都）及び寝屋川流域（大阪府）が定められ、平成14年3月には各モデル流域における検討方針が固まったところである。 本調査は、この検討方針に従い、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省及び環境省）の連携のもと、各モデル流域を対象に、排水系統の再編や水質の改善等に着眼した水循環系再生構想を策定するものである。

調 査 名	調 査 概 要
<p>民間都市再生事業への支援の的確な実施に資する事業評価手法検討調査</p> <p>〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕60,064千円 〔対象地域〕全国 〔担当府省〕国土交通省</p>	<p>平成14年3月の都市再生特別措置法成立を受け、今後、本法に基づき、国により「都市再生緊急整備地域」が指定され、「地域整備方針」が策定されるとともに、当該地域において地域整備方針に沿って行われる民間の都市開発事業（以下「民間都市再生事業」という。）を国土交通大臣が認定し、民間都市開発推進機構の支援を受けつつ、数々の民間都市再生事業が実施されることが想定されている。</p> <p>都市再生緊急整備地域の指定から国土交通大臣の認定に至る一連の手続きの前提として、国が民間の都市開発事業を的確に把握し、これらの事業の都市再生上の意義、事業の中で整備される公共施設の整備手法、事業採算性等について適切に評価するためのノウハウの蓄積や手法の整備が不可欠である。</p> <p>このため、本調査では、都市再生特別措置法のスキームに基づく支援対象として想定される具体的な民間の都市開発事業をケーススタディとして取り上げ、これらの事業の都市再生上の位置付け、事業手法、公共施設の整備手法、事業採算性等の分析・評価を行うことを通じて、今後の民間都市再生事業の評価のための技術基準を確立し、本法に基づく支援策の的確な実施に資するものである。</p>
<p>中之島地区における地下空間ネットワーク等整備計画調査</p> <p>〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕50,060千円 〔対象地域〕大阪府 〔担当府省〕国土交通省</p>	<p>中之島地区については、平成13年8月の都市再生本部決定「民間都市開発投資促進のための緊急措置」を受けて、民間事業者から京阪中之島新線の早期整備の要望が提出されており、同年12月に都市再生本部において広域交通基盤関連整備に係る民間都市開発投資プロジェクト例として報告されたところである。</p> <p>これを踏まえ、同地区においては、中之島新線の整備に合わせた周辺の民間開発の促進を図るため、関連公共施設等も含めた各種事業のスケジュールの調整等を行うことを目的として、平成14年6月に民間事業者、大阪市及び国からなる中之島新線関連まちづくり協議会において速やかに各種検討を実施する予定であり、これに伴い必要な各種調査を早急に実施する必要がある。</p> <p>本調査では、中之島新線の開通及び中之島地区の開発等による国道25号や周辺街路等の大阪都心部における歩行者も含めた交通に大きな変化について、この変化を適切に予測するとともに、自動車交通処理、新駅と既設駅・既設地下街とのネットワーク等の対応方策を検討する。また、新駅と周辺の民間ビルとの接続、現在構想中の地区内歩行者ネットワークの形成についても併せて検討する。</p>
<p>交通結節点に着目した全国都市再生のための緊急措置推進調査</p> <p>〔調査期間〕平成14年度 〔配 分 額〕57,000千円 〔対象地域〕全国 〔担当府省〕国土交通省</p>	<p>平成14年4月8日の都市再生本部決定「全国都市再生のための緊急措置」に基づき、全国から約800件に上る都市再生案が提案された。これらの提案により、交通結節点における自由通路等の整備にあたっては、関係者間の役割分担に係る標準的な考え方がないことから調整が難航し、事業が長期化している等の課題が存在することが明らかとなった。</p> <p>これらを踏まえ、本調査では、自由通路、駅前広場、駅の橋上化等を取り上げ、これらの施設整備に係る全国における事例の収集、類型化を通じてその円滑な整備方策について検討し、類型別の費用負担や維持管理方法に関する標準的な考え方を提示するものである。</p> <p>駅の両側を自由に横断できる通路</p>